

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	しらかわ介護福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人 真徳会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配置 困難
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	夜・ 通信	60単位	7単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載(http://shirakawa-kaigo.jp)
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	しらかわ介護福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人 真徳会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	教育活動及び学校運営の状況について自己評価の結果に対する意見を述べ、評価を行う。 学校長は、学校関係者評価委員会の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の向上に努めなければならない。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
特別養護老人ホーム施設長	R7年4月1日～ R9年3月31日	介護施設等関係者
町内会長	R7年4月1日～ R9年3月31日	地域住民
在宅医療・介護支援センター事務長	R7年4月1日～ R9年3月31日	その他学校長が必要と認める者
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	しらかわ介護福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人 真徳会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・学則に定めた「教育課程修得単位」を基にシラバスを作成している。 ・授業計画書は、科目担当の教員が作成し2月をめぐりに集約している。 ・シラバスは、科目ごとに「授業概要」「到達目標」「評価方法」をわかりやすく表記するとともに、単位ごとのテーマ、具体的な内容も明記し授業の進捗状況がわかりやすくなっている。 ・シラバスは、学生、教職員（非常勤講師を含む）全員に配布して周知を図り、ホームページ上で公開している。	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載(http://shirakawa-kaigo.jp)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・科目ごとに単元の最後に試験を行い、評価を行っている。 ・成績の評価は試験及びレポート評価、授業の学習状況、出席状況等を総合的に評価している。 ・出席時間数が、講義3分の2、演習3分の2、実習5分の4に満たない場合には理由に如何を問わず単位認定しない規程となっている。 ・学習意欲の低下や向上が見られない学生については、保護者を交えた三者面談を実施するなど、細やかな支援も行っている。 ・年度末に進級・卒業判別会議を行い、学則に基づいて厳正な判定を行っている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・年度末に成績判定会議を開き、学生一人ひとりの成績を確認し、進級、卒業などの判定を厳正に行っている。 ・年次ごとに成績表を作成して、学生及び保護者あてに通知している。 ・成績評価は100点満点とし、基準は下記のとおり A: 80～100 B: 70～79 C: 60～69 D: 0～59としC以上を合格としている。 ・GPAによる成績評価については、S: 90～100 A: 80～89 B: 70～79 C: 60～69 D: 0～59として係数算出を行い、これらの成績分布を踏まえ、学生の成績向上や問題点の把握に努めている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに掲載(http://shirakawa-kaigo.jp)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定については、学則第17条により、卒業に必要な単位を修得し、卒業判定会議において卒業を認められた者に対して、卒業証書とともに専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与すると定めている。） なお、卒業に必要な単位数は学則で定める62単位（1,986時間）のすべてが必要である。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページに掲載(http://shirakawa-kaigo.jp)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	しらかわ介護福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人 真徳会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに掲載(http://shirakawa-kaigo.jp)
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉	介護福祉学科		○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類						
			講義	演習	実習	実験	実技		
2年	昼	62 単位	38 単位	13 単位	11 単位	単位	単位		
			62単位						
学生総定員数		学生実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
60人		24人	10人		3人		15人		18人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画は、科目相当教員が2月を目途にシラバスを作成し、3月中に教育課程に基づき調整を行い、年間の授業スケジュールを完成させている。 シラバスには、担当する教員に関する情報、到達目標、授業ごとのテーマや内容など、学びの経過をわかりやすく表示している。
成績評価の基準・方法
（概要） 教育課程に従って授業科目を履修した場合には、その成績を評価して合格した者には単位を与える。
卒業・進級の認定基準
（概要） 各科目単元最後に定期試験を実施している。 試験の評価を基本に厳正に評価しており、D評価(59点以下)は不合格となる。 本試験不合格者は、再々試験までが認められており、各学年に履修科目の単位取得が進級、卒業の条件となっている。

学修支援等
担任制を取っており、習熟度が不十分な学生に対しては随時面談指導を行っている。 また、必要に応じて保護者を交えた三者面談を実施し、学生の現状を共有すると共に学び継続のための支援を心がけている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
6 人 (100%)	0 人 (%)	6 人 (%)	0 人 (%)
(主な就職、業界等) 県内の介護、障害者福祉施設に就職している。			
(就職指導内容) 実習等で学生自身の適正を見極め、就職先の選定に結びつけられるよう指導している。 ハローワーク就職支援担当者等と連携し、就職支援講座を計画的に行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 介護福祉士、専門士、レクリエーション・インストラクター、コンピュータサービス技能評価試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
1 8 人	2 人	1 1 . 1 %
(中途退学の主な理由) 健康上の理由、学力不足。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生の悩みや不安については随時相談に応じ、学びの継続に向けては、担任による面接、補講の実施等、学年ごとの学びの継続に向け支援・指導を行っている。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
介護福祉学科	100,000円	650,000円	230,000円	教材・実習費や施設管理費 健康管理費を含む。
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
福島県社会福祉協議会修学資金等貸付制度 白河市介護福祉養成施設支援給付(令和4年度から適用) 入学準備金 11万円 入学者全員 就職準備金 11万円 白河市及び西白河郡内の施設に従事した者 指定校推薦入学減免制度 指定校推薦（専願）でAまたはB日程を受験し合格した方に、入学金10万円が 全額免除される。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://shirakawa-kaigo.jp		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・主な評価項目→教育課程、教育の実施、学修成果など ・評価委員会の構成 委員会は3人以内で組織され、委員の選任は3つの区分①介護施設について知見を有する者②地域住民③学校長が必要と認める者から構成される。 ・評価結果の活用方法 自己評価の内容が適切かどうかを評価してもらい、学校運営等の改善を図ることを目的とする。 なお、学校長は学校関係者評価を基に、より良い学校運営となるよう改善に努めることと定めている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
特別養護老人ホーム	R7年4月1日～ R9年3月31日	介護施設関係者
町内会長	R7年4月1日～ R9年3月31日	地域住民
白河地方在宅医療・介護連携支援 センター事務長	R7年4月1日～ R9年3月31日	その他学校長が必要 と認める者
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://shirakawa-kaigo.jp		
第三者による学校評価（任意記載事項）		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
http://shirakawa-kaigo.jp